

発委第4号

長久手市議会会議規則の一部を改正する規則について

長久手市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものとする。

平成30年12月21日提出

提出者

長久手市議会議会運営委員会委員長 岡崎つよし

説明

この案を提出するのは、分科会又は小委員会に係る条項を追加することに関し、長久手市議会会議規則の一部を改正する必要があるからである。

長久手市議会規則第 号

長久手市議会会議規則の一部を改正する規則

長久手市議会会議規則（昭和48年長久手町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(分科会又は小委員会)</u> <u>第68条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。</u> (連合審査会) <u>第68条の2 (略)</u></p>	<p>(連合審査会) <u>第68条 (略)</u></p>

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

発委第5号

長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正する条例について

長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成30年12月21日提出

提 出 者

長久手市議会議会運営委員会委員長 岡崎つよし

説 明

この案を提出するのは、新たに予算決算常任委員会を設置することに関し、長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正する必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正する条例

長久手市議会委員会に関する条例（昭和23年長久手村条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員の定数及びその所管） 第3条（略） 2 常任委員会の名称、常任委員の定数及び所管は、次表のとおりとする。 【別記1 参照】	（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員の定数及びその所管） 第3条（略） 2 常任委員会の名称、常任委員の定数及び所管は、次表のとおりとする。 【別記1 参照】

【別記1】

改正後

名称	委員定数	所管
総務委員会及び教育福祉委員会の項（略）		
くらし建設委員会	6人	くらし文化部、建設部、農業委員会の所管に関する事項
予算決算委員会	17人	予算決算に関する事項

改正前

名称	委員定数	所管
総務委員会及び教育福祉委員会の項（略）		
くらし建設委員会	6人	くらし文化部、建設部、農業委員会の所管に関する事項

附 則

この条例は、平成31年2月19日から施行する。

修正案第1号

議案第61号平成30年度長久手市一般会計補正予算（第5号）に
対する修正案

議案第61号平成30年度長久手市一般会計補正予算（第5号）に対する修
正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の3の規定により提出します。

平成30年12月21日提出

発議者 長久手市議会議員 佐野 尚人
長久手市議会議員 山田 けんたろう

別紙

議案第61号平成30年度長久手市一般会計補正予算（第5号）に
対する修正案

議案第61号平成30年度長久手市一般会計補正予算（第5号）の一部を次のように修正する。

（歳入歳出予算の補正）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ減額する金額を「45,657千円」から「62,157千円」に改め、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ「19,396,228千円」から「19,379,728千円」に改める。

第1表 歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

（歳入）

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
18			26,735	388,872
繰越金		362,137	43,235	405,372
	1		26,735	388,872
	繰越金	362,137	43,235	405,372
歳入合計		19,441,885	△62,157	19,379,728
			△45,657	19,396,228

（歳出）

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	金額
3			139,370	8,176,305
民生費		8,036,935	155,870	8,192,805
	2		38,268	4,248,584
	児童福祉費	4,210,316	54,768	4,265,084
歳出合計		19,441,885	△62,157	19,379,728
			△45,657	19,396,228

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
18 繰越金	362,137	26,735 43,235	388,872 405,372
歳入合計	19,441,885	△62,157 △45,657	19,379,728 19,396,228

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 民生費	8,036,935	139,370 155,870	8,176,305 8,192,805	61,731	0	30	77,609 94,109
歳出合計	19,441,885	△62,157 △45,657	19,379,728 19,396,228	32,554	△144,000	384	63,755 65,405

2 歳 入

1 8 款 繰越金 1 項 繰越金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	362,137	26,735 43,235	388,872 405,372	1 繰越金	26,735 43,235	前年度繰越金 26,735 43,235
計	362,137	26,735 43,235	388,872 405,372			

3 歳 出

3 款 民生費 2 項 児童福祉費

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
5 保育園費	1,854,239	△18,883 △2,383	1,835,356 1,851,856				0 16,500	1 9 負担金、 補助及び 交付金	0	<u>民間保育所運営補助事業</u> (0) (16,500) 民間保育所運営費補助金 0 16,500
計	4,210,316	38,268 54,768	4,248,584 4,265,084	36,921	0	0	1,347 17,847			